平成２８年（フ）第３１６号
沖縄県那覇市字栄原３丁目23番11号
債務者　赤嶺ヒトミ
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１２８１号
名古屋市東区泉２丁目17番10号　ライオンズマンション泉第２　404号、従前の住所名古屋市中区門前町１番60号　アーバニア大須1206号
債務者　岩田　早苗
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３１５号
愛知県愛西市北一色町証文21番地３
債務者　日比野亜耶
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５５５号
名古屋市南区松城町３丁目67番地　松東荘
債務者　いずみ手芸店こと　佐々木美惠子
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６７３号
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字中之浦15番地の１
債務者　大岩あき子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６８９号
名古屋市南区豊田１丁目20番11号　ゆたか荘103号
債務者　原　　正敏
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６９０号
名古屋市南区豊田１丁目20番11号　ゆたか荘103号
債務者　瀧沢　悦子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０１号
松江市古曽志町554番地
債務者　橋本　宗明
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１７号
熊本市北区清水新地７丁目２番13―103号　新地団地
債務者　原田笑美子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７６号
神奈川県横須賀市浦賀２丁目６番26号　ハーベストマナー103
債務者　森　　三希（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１６３５号
名古屋市北区上飯田南町２丁目３番地　ライオンズマンション平安通204号
債務者　川越　由樹
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１０号
青森県八戸市大字新井田字石動木平２番地14
債務者　清水　玲子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
福島県西白河郡矢吹町善郷内246番地　小池住宅Ｃ―118
債務者　根本真理子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
千葉県君津市郡３丁目12番10号　102
債務者　福住　右京
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１１８号
千葉県君津市南子安５丁目１番17号　101
債務者　浅野美由紀
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第８４号
長野県上田市長瀬3687番地１　ロイヤルレジデンス長瀬Ｂ棟301号
債務者　熊谷ラユ剛
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第３５号
静岡県下田市白浜1077番地の25　白浜大洋マンション201
債務者　大瀧　真理
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
静岡地方裁判所下田支部